

第 2 5 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした本件各処分は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、配偶者からの暴力等（以下「DV」という。）に関する一連の行政文書への公開請求に対する一部公開決定に係るものであり、また、いずれの異議申立てにおいても、本件各処分の対象となる文書の公開を求めるものであり、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

異議申立て①	公開請求日	平成27年 5月 8日
	請求内容	H26年度各区役所が管理している文書 ・ DV担当者の復命書 ・ DV担当者が使用しているDV相談支援マニュアル ・ 母子生活支援施設から入手した文書のうち母子に対する支援記録
	決定通知日	平成27年 6月 5日
	特定した行政文書の名称	別表 1のとおり (以下「本件行政文書①」という。)
	決定内容	一部公開決定
	公開しない理由	別表 1のとおり
異議申立て②	異議申立日	平成27年 7月14日
	公開請求日	平成27年 6月18日
	請求内容	母子生活支援施設に対する監査に係る文書一式（各施設の直近の監査のもの） 母子生活支援施設を運営する法人に対する監査に係る文書一式（各法人の直近の監査のもの）
	決定通知日	平成27年 7月27日
	特定した行政文書の名称	別表 2のとおり (以下「本件行政文書②」という。)
	決定内容	一部公開決定

	公開しない理由	別表 2のとおり
	異議申立日	平成27年10月13日
異議申立て③	公開請求日	平成27年 6月26日
	請求内容	南区役所に対する開示請求 DV担当者（課）が入手した文書（H26年度、H27年度）
	決定通知日	平成27年 8月 7日
	特定した行政文書の名称	別表 3のとおり (以下「本件行政文書③」という。)
	決定内容	一部公開決定
	公開しない理由	別表 3のとおり
	異議申立日	平成27年10月13日
異議申立て④	公開請求日	平成27年 6月30日
	請求内容	東区のDV担当課に対する開示請求 H26年度 H27年度入手した文書のうち経済省、内閣府、厚生労働省が作成したもの
	決定通知日	平成27年 8月13日
	特定した行政文書の名称	別表 4のとおり (以下「本件行政文書④」という。)
	決定内容	一部公開決定
	公開しない理由	別表 4のとおり
	異議申立日	平成27年10月13日

第 4 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

(1) 本件異議申立て①及び②

条例第 7条第 1項第 1号、第 2号、第 3号及び第 5号に該当しない。

(2) 本件異議申立て③

条例第 7条第 1項第 1号及び第 3号に該当しない。

(3) 本件異議申立て④

条例第 7条第 1項第 3号及び第 5号に該当しない。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本件行政文書①について

ア DV被害に関する担当者の復命書に記載されている、DV被害者及び相談者等（以下「DV相談者等」という。）の支援に係る職務関係者（以下「本件職務関係者」という。）の氏名は、その者が公務員であろうと公にすることにより、その者の権利利益を不当に害するおそれがあるため。

イ 母子生活支援施設から入手した文書のうち支援記録には、個人の氏名、相談内容等様々な特定の個人を識別することができる情報が記載されている。それらは、通常他人に知られたくないと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、条例第7条第1項第1号に該当する。

(2) 本件行政文書②について

ア 本件行政文書②には、入所者や職員の識別に繋がる情報が記載されており、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものに該当する。

イ したがって、条例第7条第1項第1号に該当する。

(3) 本件行政文書③について

ア 本件行政文書③のうち、相談に関する情報や母子生活支援施設入所者等に関するものについては、個人の氏名、相談内容など様々な特定の個人を識別することができる情報が記載されている。それらは、通常他人に知られたくないと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

イ 本件行政文書③のうち、捜査関係事項照会書については、個人の氏名など特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合すること

により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）がある。それらは、通常他人に知られたくないと認められるものである。

ウ 本件行政文書③のうち、DVに関連した会議や法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）の活動等に関するものについては、本件職務関係者の氏名等が記載されており、その者が公務員であろうと公にすることにより、加害者から危害を加えられる可能性が生じるなど、その者の権利利益を不当に害するおそれがある。

エ したがって、条例第7条第1項第1号に該当する。

2 条例第7条第1項第2号該当性について

(1) 本件行政文書①について

DV被害者支援マニュアルのうち、DV相談者等を保護するための関係機関である法人等に関する情報又は事業を営む情報等を公にすることは、当該法人等に明らかな不利益を与えると認められるため、条例第7条第1項第2号に該当する。

(2) 本件行政文書②について

本件行政文書②に記載されている、法人等の内部管理及び事業活動に関する情報については、公にすることにより当該法人の事業運営に支障が生じ、正当な利益が損なわれるおそれがあるので、条例第7条第1項第2号に該当する。

3 条例第7条第1項第3号該当性について

(1) 本件行政文書①について

ア DV被害に関する担当者の復命書に記載されている、DV相談者等の支援に関する事務又は事業の情報は、これらを公にすることによりDV相談者等の生命、身体保護に支障を及ぼすおそれがある。

イ DV被害者支援マニュアルのうち、DV相談者等を保護するための方法等の情報を公にすることは、DV相談者等の生命、身体保護に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 母子生活支援施設の対象者は、暴力の被害等で避難している事例も含まれるため、支援記録を公にすることにより、避難した者が探索され、生命、身体の危険が生ずる犯罪の可能性が生じ、平穏な市民生活を脅かされる可能性があり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。

エ したがって、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

(2) 本件行政文書②について

本件行政文書②に記載されている、現金や通帳等の保管場所については、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

(3) 本件行政文書③について

ア 本件行政文書③のうち、相談に関する情報や母子生活支援施設入所者等に関するものに記載されている、母子生活支援施設の入所者には、DV で避難している事例も含まれるため、相談に関する情報等を公にすることにより、避難した者が加害者等から探索され、生命、身体の危険が生ずる犯罪の可能性が生じ、平穏な市民生活を脅かされる可能性があり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。

イ 本件行政文書③のうち、捜査関係事項照会書については、犯罪捜査に関する情報であり、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 本件行政文書③のうち、法人等の活動等に関するものについては、当該法人の事務又は事業の情報を公にすることは、DV 相談者等の生命、身体の保護に支障を及ぼすおそれがある。

エ したがって、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

(4) 本件行政文書④について

本件行政文書④には、DV 相談者等の保護のための取扱い等に関する情報が含まれている。これらを公にすることにより、DV 相談者等の生命、身体の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす

おそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

4 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

(1) 本件行政文書①について

ア DV被害に関する担当者の復命書に記載されている、DV相談者等の支援に関する事務又は事業の情報は、被害者が安心して相談できる環境を損なうことになり、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 母子生活支援施設の支援記録には、相談した内容等が記載されている。相談したことが加害者に明らかになることは、入所者の安心と安全が脅かされることに繋がり、入所者に相談先への不信感を与えることになり、今後の入所者支援及び児童の安全確保に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

(2) 本件行政文書②について

本件行政文書②に記載されている職員個人の電子メールアドレスについては、公にすることにより事務の性質上公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

(3) 本件行政文書④について

本件行政文書④には、DV相談者等の保護のための取扱い等に関する情報が含まれている。これらを公にすることにより、DV相談者等が安心して相談できる環境を損なうことになり、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

第 6 審査会の判断

1 本件各異議申立てにおける争点は以下のとおりである。

(1) 本件異議申立て①及び②

ア 実施機関が非公開としたDV相談者等の氏名等の情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

イ 実施機関が非公開とした本件職務関係者の氏名が、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書きに該当するか否か。

ウ 実施機関が非公開としたDV相談者等を保護する法人等に関する情報

又は事業を営む情報等が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か。

エ 実施機関が非公開としたDV相談者等の支援に関する事務又は事業の情報等が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

オ 実施機関が非公開としたDV相談者等の支援に関する情報等が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

(2) 本件異議申立て③

ア 実施機関が非公開としたDV相談者等の氏名等の情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

イ 実施機関が非公開とした本件職務関係者の氏名が、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書きに該当するか否か。

ウ 実施機関が非公開とした母子生活支援施設の入所者に関する情報等が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

(3) 本件異議申立て④

ア 実施機関が非公開としたDV相談者等の保護のための取扱い等に関する情報等が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

イ 実施機関が非公開としたDV相談者等の保護のための取扱い等に関する情報等が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第23条は、職務関係者に対して、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮しなければならないことを規定している。

(2) DV相談者等の支援の事務又は事業にかかる情報には、DV相談者等の相談内容や避難先に関する情報、具体的な支援に関する情報、支援者の組織や体制に関する情報等が含まれている。

(3) DVにおいては、加害者がDV相談者等の情報を入手してDV相談者等を探索することがあり、居所が加害者に明らかになった場合に、DV相談

者等は、加害者への恐怖心や加害者の探索から逃れるために、望まない転居を強いられることもある。

(4) 内閣府の調査によると、加害者等から暴力行為や脅迫を受けた支援者が少なからず存在していることが窺える。また、本市においては、支援者の氏名が加害者に知られ区役所へ押しかけられる事例が発生しているほか、他市町村においては、被害者側の弁護士が加害者から暴行を受け重傷を負う事例も報告されている。

(5) 内閣府作成の加害者対応マニュアルには、職員のリスクマネジメントの観点から職員の個人名を教えることについては慎重に検討を行う必要があり、加害者に対応する際には名札を外して対応することも検討すべきとの記載がある。

3 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分は非公開情報に該当するとしている。

(2) 当審査会において本件行政文書①、②及び③を見分したところ、本件行政文書①及び③の非公開情報には、母子生活支援施設の利用者及び児童の氏名、施設利用者の生年月日、相談記録等の情報が記載されており、本件行政文書②の非公開情報には、個人の氏名、印影、入退所理由、理由別世帯数、人員、入所期間、心理療法にかかる人数、月収、徴収金階層区分、母子手当等受取状況、退所先等の情報（以下「本件個人情報」という。）が記載されている。

また、本件行政文書①、②及び③の非公開情報には、本件職務関係者の氏名（以下「本件職務遂行情報」という。）についても記載されている。

(3) 本件個人情報について

ア まず、本件個人情報が、DVに関するプライバシー性の高い個人に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、本件個人情報のうち、母子生活支援施設の利用者及び児童の氏名、印影、個人の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、施設の利用者の生年月日、入退所理由、理由別世帯数、人員、入所期間、心理療法にかかる人数、月収、徴収金階層区分、母子手当等受取状況、退所先の情報は、氏名等を伏せればそれ自体では特定の個人が識別される情報とは認められないが、施設利用者数や施設利用状況等と照合することにより、特定の個人を識別できると認められる。

ウ そして、本件個人情報は、DV相談に関する情報であり、プライバシー性の高い情報といえ、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

エ また、本件個人情報には、氏名等一部の情報を除くことで、特定の個人を識別し得なくなることが否定できない情報も含まれているが、本件個人情報は、上記ア及びイで述べたとおり、特定の個人に係るプライバシー性の高い情報で、公にすることにより、施設の利用者の精神面等に悪影響を及ぼすおそれがあるといえ、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

オ 他方、異議申立人の主張は、条例第7条第1項第1号に該当しないとするものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

カ 以上のことから、本件個人情報、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

(4) 本件職務遂行情報について

ア まず、本件行政文書①、②及び③に記載されている、本件職務関係者の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。

イ 次に、本件職務関係者は、地方公共団体の職員たる地方公務員であり、復命書及び依頼文等に記載されている本件職務関係者の氏名は、職務に関連して記載されているものといえ、職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。

ウ もっとも、公務員等の職務の遂行に関する情報であったとしても、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書ア括弧書きの規定により、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該情報は非公開情報に該当することから、本件職務関係者の氏名がこれに該当するか否かを判断する。

(ア) まず、公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合とは、当該公務員の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。

(イ) 次に、上記 2 (4) のとおり、本件職務関係者と同等の立場にある者が、加害者から暴力行為や脅迫を受けた事例は決してごく限られた件数に留まるわけではない。

よって、本件職務関係者が加害者から何らかの暴力行為や脅迫等をうけるおそれは否定できず、本件職務関係者の氏名を公にすることは、当該公務員の私生活等に影響を及ぼす可能性があるとして認められる。

(ウ) したがって、本件職務関係者の氏名を公にすることは、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる。

エ 他方、異議申立人の主張は、上記 (3) オで述べたとおりで、具体的な主張は認められない。

オ 以上のことから、本件職務関係者の氏名は、条例第 7 条第 1 項第 1 号

ただし書ア括弧書きに該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会において本件行政文書①及び②を見分したところ、本件行政文書①の非公開情報には、DV相談者等を保護する法人等の情報が記載されており、本件行政文書②の非公開情報には、別表 2(2)で実施機関が述べたとおりの情報（以下「本件法人情報」という。）が記載されている。

(3) 本件法人情報について

ア まず、本件法人情報は法人名、法人等の活動に関する情報及び法人等の内部に関する情報等であり、法人等に関する情報であることは明らかである。

イ 次に、本件法人情報は、DV相談者等の支援、母子生活支援施設に関するもの等であることから、公にすることにより、加害者がDV相談者等の居所等を探索するために法人等へ乗り込む等、法人等の活動を妨害するおそれがあり、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないとす
るものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

(5) 以上のことから、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

6 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

(1) 本号は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 当審査会において本件行政文書①、②、③及び④を見分したところ、本件行政文書①及び④の非公開情報には、DV相談者等の保護のための取扱いに関する情報等が記載されており、本件行政文書②の非公開情報には、現金、通帳等の保管場所及び保管者名等が記載されており、本件行政文書

③の非公開情報には、DV相談者等からの相談に関する情報、犯罪捜査に関する情報、DV相談者等を支援する法人等に関する情報等（以下「本件公共安全情報」という。）が記載されている。

(3) 本件公共安全情報について

ア 本件公共安全情報のうち、DV相談者等の保護のための取扱いに関する情報等及びDV相談者等からの相談に関する情報については、DV相談者等への具体的な支援方法、DV相談者等の安全確保のための支援内容、DV相談者等の避難後の足取り及び現在の居所等が推測できる内容となっている。

これらの情報が公になり、DV相談者等の避難先や連絡先が加害者に知られると、加害者から避難したDV相談者等が探索され、加害者から更なる暴力被害を受け、DV相談者等の生命、身体の保護に支障を及ぼすおそれがあるほか、加害者が避難先の関係者や施設入居者等に対しても危害を加え、避難先の関係者や施設入居者等の生命、身体の保護にも支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 本件公共安全情報のうち、現金、通帳等の保管場所及び保管者名等に関する情報については、これらの情報が公になると、窃盗等によって個人又は法人の財産等が侵害されるおそれがあると認められる。

ウ 本件公共安全情報のうち、犯罪捜査に関する情報については、これらの情報が公になると、捜査機関が実施機関に対し、どのような時期にどのような照会を行ったかという捜査手法が判明することになる。その結果、同種の犯罪を企図している者が証拠隠滅等の対抗措置をとりかねないほか、捜査機関が捜査に着手しているか否かについて、捜査手法から類推されかねず、捜査に着手していない場合に法令違反を継続しかねないなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

エ 本件公共安全情報のうち、DV相談者等を支援する法人等に関する情報等については、これらの情報が公になると、加害者が支援を妨害したりDV相談者等と接触を図ろうと法人等で待伏せをして危害を加えたりする等、DV相談者等及び法人等の関係者等の生命、身体の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第7条第1項第3号に該当しないとす

るものにとどまっており、それ以上に具体的な主張は認められない。

- (5) 以上のことから、本件公共安全情報は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

7 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

- (1) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生じる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

- (2) 当審査会において本件行政文書①、②及び④を見分したところ、本件行政文書①の非公開情報には、DV相談者等に対する支援や関係機関等とのやり取り、DV相談者等の支援に関する研究協議会の情報等が記載されており、本件行政文書②の非公開情報には、職員個人の電子メールアドレスに関する情報が記載されており、本件行政文書④の非公開情報には、DV相談者等の保護のための取扱いに関する情報等（以下「本件行政運営情報」という。）が記載されている。

(3) 本件行政運営情報について

ア まず、DV相談者等に対する支援や関係機関等とのやり取り、DV相談者等の支援に関する研究協議会の情報、DV相談者等の保護のための取扱いに関する情報等は、DV相談者等の支援を行う業務に関するものであり、また、職員個人の電子メールアドレスについては、職員が通常業務で使用しているものであることから、本件行政運営情報が、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

イ 本件行政運営情報のうち、DV相談者等に対する支援や関係機関等とのやり取り、DV相談者等の保護のための取扱いに関する情報等は、DV相談者等に対する個別具体的な支援に関する内容となっている。

これらの情報が公になると、DV相談者等が本件職務関係者に対して不信感を抱き、これまで築いてきた本件職務関係者との間の信頼関係が崩れ、加害者からの報復を恐れて相談を躊躇する等、支援をするために必要な情報がDV相談者等から得られず、適切な支援ができなくなるおそれがある。

また、加害者等にDV相談者等の情報が知られれば、支援を妨害しよ

うと関係機関との連携を妨害するおそれのほか、DV相談者等の自立支援等の体制の整備に支障を及ぼすおそれが生じることが想定される。

ウ 本件行政運営情報のうち、DV相談者等の支援に関する研究協議会の情報は、DV相談者等の支援に関する研究協議会の目的、内容、開催場所及び主催者等が分かる内容となっている。

これらの情報が公になると、加害者が開催場所を提供した者や主催者に対して妨害を行う可能性があり、安心して研究協議会を開催することができなくなるおそれがある。

また、過去の開催場所等を公にすることも、加害者等が今後の研修の開催場所等を推認できるおそれがあり、DV相談者等の支援事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 本件行政運営情報のうち、職員個人の電子メールアドレスについては、本市の公式ウェブサイト等で一般に向けて公表されている情報ではない。

これらの情報が公になると、職務とは関係のない電子メールやウィルスメール等望まない電子メールが大量に届き、また、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、当該職員の行う本市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 他方、異議申立人の主張は、条例第7条第1項第5号に該当しないとす
るものにとどまっており、本件行政運営情報を公にする利益について、具
体的な主張は認められない。

(5) したがって、本件行政運営情報を公にすることが、非公開とすること
により確保される適正な業務の遂行と比べ、優先されるべき利益となるとは
認められない。

(6) 以上のことから、本件行政運営情報は、条例第7条第1項第5号に該当
すると認められる。

8 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過

異議申立て	年 月 日	処 理 経 過
異議申立て①	平成27年 8月24日	諮問書の受理

	9月 2日	実施機関に弁明意見書を提出 するよう通知
	9月30日	実施機関の弁明意見書を受理
	10月26日	異議申立人に弁明意見書の写 しを送付 併せて、弁明意見書に対する 反論があるときは反論意見書 を、口頭での意見陳述を希望す る場合は意見陳述申出書を提出 するよう通知
	令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
	8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
	11月19日	答申
異議申立て②	平成28年 2月24日	諮問書の受理
	3月14日	実施機関に弁明意見書を提出 するよう通知
	4月14日	実施機関の弁明意見書を受理
	4月25日	異議申立人に弁明意見書の写 しを送付 併せて、弁明意見書に対する 反論があるときは反論意見書 を、口頭での意見陳述を希望す る場合は意見陳述申出書を提出 するよう通知
	令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
	8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
	11月19日	答申
異議申立て③	平成28年 2月24日	諮問書の受理
	3月14日	実施機関に弁明意見書を提出 するよう通知
	4月14日	実施機関の弁明意見書を受理
	4月25日	異議申立人に弁明意見書の写 しを送付 併せて、弁明意見書に対する 反論があるときは反論意見書 を、口頭での意見陳述を希望す

		る場合は意見陳述申出書を提出 するよう通知
	令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
	8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
	11月19日	答申
異議申立て④	平成28年 3月 2日	諮問書の受理
	3月14日	実施機関に弁明意見書を提出 するよう通知
	4月14日	実施機関の弁明意見書を受理
	4月25日	異議申立人に弁明意見書の写 しを送付 併せて、弁明意見書に対する 反論があるときは反論意見書 を、口頭での意見陳述を希望す る場合は意見陳述申出書を提出 するよう通知
	令和元年 5月24日 (第17回第 1小委員会)	調査審議
	6月21日 (第18回第 1小委員会)	調査審議
	8月23日 (第20回第 1小委員会)	調査審議
	11月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久

別表 1

特定した行政文書の名称
平成 26 年度各区役所が管理している文書 (1) 配偶者からの暴力被害に関する担当者の復命書 (2) DV (配偶者からの暴力) 被害者支援マニュアル (3) 母子生活支援施設から入手した文書のうち母子に対する支援記録
行政文書の一部を公開しない理由
(1) 配偶者からの暴力被害に関する担当者の復命書 ・ 条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号に該当 対象の復命書については、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に関連した会への参加により作成されたものである。国や他の地方公共団体等が行う DV に関する相談者（以下「DV 相談者」という。）の支援に関する事務又は事業の情報や DV 相談者の支援に係る職務関係者の氏名等が記載されている。 当該事務又は事業の情報は、公にすることにより DV 相談者の生命・身体の保護や安心できる相談の環境を損なうことで適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、当該事務又は事業の職務関係者の氏名等については、その者が公務員であろうと公にすることにより、その者の権利利益を不当に害するおそれがある。 (2) DV (配偶者からの暴力) 被害者支援マニュアル ・ 条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 3 号に該当 当該マニュアルには、DV 相談者を保護するための方法等の情報や関係機関である法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む情報等が含まれている。 それらを公にすることは、DV 相談者の生命、身体の保護に支障を及ぼすおそれや法人等に明らかな不利益を与えると認められる。 (3) 母子生活支援施設から入手した文書のうち母子に対する支援記録 ・ 条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号に該当 支援記録には、個人の氏名、相談内容など様々な特定の個人を識別することができる情報が含まれている。それらは、通常他人に知られたくないと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を選別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。 母子生活支援施設の対象者は、暴力の被害などで家出をしている事例も含まれる。そのため、支援記録を公にすることにより、加害者から避難した被害者が探索され、生命、身体の危険が生ずる犯罪の可能性が生じ、平穏な市民生活を脅かされる可能性があり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。 母子生活支援施設は保護を要する母子をともに入所させて支援を行う施設であり、適切な支援には、相談者が安心して安全に相談できる環境が不可欠である。支援記録には、相談した内容なども含まれている。相談したことが明らかになることは、入所者の安心と安全が脅かされることに繋がり、入所者に相談

先への不信感を与えることになり、今後の入所者支援及び児童の安全確保に支障を及ぼすおそれがある。

別表 2

特定した行政文書の名称
母子生活支援施設に対する監査に係る文書一式（各施設直近の監査のもの）
行政文書の一部を公開しない理由
(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当 公開請求のあった行政文書に記載されている個人の氏名、印影、入退所理由、理由別世帯数、人員、入所期間、心理療法にかかる人数、月収、徴収金階層区分、母子手当等受取状況、退所先については、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものに該当する。 (2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当 公開請求のあった行政文書に記載されている法人の印影、委託業者名、医療機関名、嘱託医契約書、勤務表、勤務割当表、職員の勤務状況、職員の給与状況等、金融機関名、借入金の借入機関名、職歴等、学校名等、ボランティア名、店名、後援者名、協賛者名、残高証明書、新聞社名、出版社名、出版物名、業者名、配置図、建物概要書、夜間等における施設警備体制については、法人等の内部管理及び事業活動に関する情報であって、開示することにより当該施設（法人）の事業運営に支障が生じ、正当な利益が損なわれるおそれがある。 (3) 条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当 公開請求のあった行政文書に記載されている現金、通帳、カード、印鑑の保管場所及び保管者、委託機関名については、公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報である。 (4) 条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当 公開請求のあった行政文書に記載されている個人メールアドレスについては、公にすることにより事務の性質上公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

別表 3

特定した行政文書の名称
(1) ・ 女性相談票 ・ 児童相談受付票（受理会議資料） ・ ケース記録簿 ・ 転居児童の今後の支援について（依頼） ・ 診療情報提供書 ・ 診療報酬明細書 ・ 要保護児童近況・出席状況調査票 ・ 被保護者の転出（移管）に係る生活保護関係書類（写し）の送付について ・ 児童虐待事例報告 ・ 診療録 ・ DVケース連絡について ・ 相談記録参考書類 ・ 異動届出書 ・ 退所届 ・ 被虐待児受入加算対象世帯調書について ・ 自立支援計画票（母子生活支援施設） ・ 入居者生活状況報告書 ・ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設入所誓約書 ・ 自立支援計画会（福祉事務所懇談会） ・ 処遇日誌（個別） ・ 施設利用者に対する心理療法の実施について（報告・依頼） (2) ・ 捜査関係事項照会書 (3) ・ DV/性暴力被害者支援のためのワークショップ「臨床の現場から支援の対応を学ぶ」のご案内（依頼） ・ かけこみ女性センターあいち活動説明会の出席についてのご案内 ・ 『民間DV支援者保護施設の実情を知る 2014』のご案内 ・ 『民間DV支援者保護施設の実情を知る 2015』のご案内 ・ パンフレット配布についてのご案内 ・ ニュースレター送付について ・ DV加害者プログラムとデートDV防止教育「DV/ストーカー対策のネクスト・ステージ」 ・ 支援者のためのスキルアップ講座のご案内 ・ 学習者「婦人相談所ガイドラインを活かすために」のご案内 ・ DV/性暴力被害者支援のためのシンポジウム「それぞれの現場から見える性暴力の被害と支援」のご案内（依頼） ・ 平成26年度シェルター支援ネットワーク委員会開催について（依頼） ・ 名古屋厚生会館愛のホームにかかる入所及び母子等緊急一時保護事業の実施について ・ 『民間DV支援者保護施設の実情を知る 2014』冊子送付

- ・母子生活支援施設への新規入所について（依頼）
- ・平成 26 年度母子生活支援施設保護単価の設定について（通知）

(4)

- ・定例会の開催について（依頼）
- ・担当者研修について（依頼）
- ・法律問題援助事業について（依頼）
- ・面接の実施について（依頼）
- ・配偶者からの暴力に関する被害者支援研修について（依頼）
- ・平成 26 年度採用女性福祉相談員研修について
- ・平成 26 年度職務関係者研修（配偶者からの暴力関係）について
- ・研修について（依頼）
- ・支援者スキルアップ研修について（依頼）
- ・平成 26 年度第二回市町村女性問題相談員・窓口担当者実務研修について
- ・（県主催）平成 27 年度第 1 回市町村等 DV 実務担当者会議への出席について（依頼）
- ・事業チラシの配布について（依頼）
- ・DV 被害者とその子どものための「親子支援」プログラム事業について（依頼）
- ・市営住宅入居にかかる証明について
- ・臨時相談所へ来所された住居を持たない母子一時保護の取り扱いについて
- ・平成 27 年度配偶者等からの暴力被害者支援研修予定等の送付について
- ・広報誌「季刊ほうてらす」の送付について
- ・DV カード等の送付について
- ・会報「四厚報 32 号」お知らせ
- ・名古屋市 DV 相談等法律問題援助事業の取り扱いについて
- ・パンフレットの送付について（ご挨拶とお願い）
- ・関係連絡表について
- ・交換袋の送付について
- ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）」の策定にかかる支援者調査の実施について
- ・赤ちゃん縁組伝達講習会の開催について（ご案内）
- ・新建物への移行のお知らせ
- ・「さんさんレポート」等の送付について
- ・行政文書開示請求に係る書類の提出について
- ・行政文書公開請求期間算定について（依頼）
- ・行政文書開示請求について
- ・行政文書公開請求への対応について

行政文書の一部を公開しない理由

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号に該当

(1) に掲げる各文書については、相談に関する情報や母子生活支援施設入所者等に関する情報が含まれている。

文書内には、個人の氏名、相談内容など様々な特定の個人を識別することができる情報がある。それらは、通常他人に知られたくないと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を選別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

なお、母子生活支援施設の入所者は、暴力の被害などから避難している事例も含まれる。そのため、相談に関する情報等を公にすることにより、加害者から避難した被害者が探索され、生命、身体の危険が生ずる犯罪の可能性が生じ、平穏な市民生活が脅かされる可能性があり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第23条において、職務関係者に対して、被害者の安全確保及び秘密の保持に十分配慮すべきことが規定されていることに加え、配偶者からの暴力の被害者を含む相談者への適切な支援には、相談者が安心して安全に相談できる環境が不可欠である。相談に関する情報が明らかになることは、相談者の安心と安全が脅かされることに繋がるとともに、相談者に相談先への不信感を与えることになり、今後の支援事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 3 号に該当

(2) に掲げる文書については、個人の氏名など特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を選別することができることとなるものを含む）がある。それらは、通常他人に知られたくないと認められるものである。

また、犯罪捜査に関する情報であり、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 3 号に該当

(3) に掲げる各文書については、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）の活動等に関するものである。

本請求は「DVの担当者（課）が入手した文書」にかかる請求であることから、法人等に関する情報又は事業を営む情報等を公にすることは、DV相談者の生命、身体の保護に支障を及ぼすおそれや法人等に明らかな不利益を与えると認められる。

さらに、当該事務又は事業の情報を公にした場合、DV相談者の生命・身体の保護や安心できる相談の環境を損なうこととなり、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号に該当

(4) に掲げる各文書については、配偶者からの暴力（以下「DV」という）に関連した会議や法人等の活動等に関するものである。

本市や他の地方公共団体、法人等が行うDVに関する相談者（以下「DV相談者」）の支援に関する事務又は事業の情報やDV相談者の支援に係る職務関係者の氏名等が記載されている。

本請求は「DVの担当者（課）が入手した文書」にかかる請求であることから、当該事務又は事業の職務関係者の氏名等（他の情報と照合することにより、特定の個人を選別することができることとなるものを含む）については、その者が公務員であろうと公にすることにより、加害者から危害を加えられる可能性が生じるなど、その者の権利利益を不当に害するおそれがある。

また、法人等に関する情報又は事業を営む情報等を公にすることは、DV相談者の生命、身体への保護に支障を及ぼすおそれや法人等に明らかな不利益を与えると認められる。

さらに、当該事務又は事業の情報を公にした場合、DV相談者の生命・身体への保護や安心できる相談の環境を損なうこととなり、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

別表 4

特定した行政文書の名称
(1)登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて (2)軽自動車の申請等に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて (3)配偶者からの暴力を理由とした避難事例における平成27年度子育て世帯臨時特例給付金関係事務処理について
行政文書の一部を公開しない理由
・ 条例第7条第1項第3号、第5号に該当 (1)、(2)については、公にすることにより配偶者からの暴力に関する被害者等の生命、身体保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。また、被害者が安心して相談できる環境を損なうことになり、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。